

## 富山市アクティブスポーツ協会規約

### (名称)

第1条 本会は、富山市アクティブスポーツ協会（以下「本会」という）と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は会長が指定する所に置く。

### (目的)

第3条 本会は、スケートボード、BMX、インラインスケート等のアクティブスポーツを誰でも気軽に楽しめるスポーツとして普及・発展させるとともに、競技を通じ、青少年の心身の健全育成、地域の活性化を目指す。

### (事業)

第4条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1)大会など普及と振興を図る事業
- (2)愛好者の技術向上に係わる支援に関する事業
- (3)ルールづくりと愛好者のマナーの向上に関する事業
- (4)愛好者相互の親睦に関する事業
- (5)その他 目的達成のための諸事業

### (会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1)正会員 : 第4条の事業目的に賛同し、自らがその一員となって活動する個人
- (2)賛助会員 : 本会の目的に賛同し、事業を援助する個人

### (入会)

第6条 本会の目的に賛同し、その事業に参加しようとする者は、会長が別に定める入会申請書に会費を添えて会長に提出し、承認を得なければならない。

### (会費)

第7条 会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

- (1)正会員 : 年額 5,000 円
- (2)賛助会員 : 年額 2,000 円

### (脱退)

第8条 本会に加盟する者が、本会の目的に反するような行為を行った場合は幹事会の同意を得て脱退させることができる。

### (役員)

第9条 本会に次の役員をおき、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。欠員補

充により就任した役員任期は前任者の在任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1～2名

#### (職務権限)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、取りまとめる
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する
- (3) 幹事は、本会の運営・企画を担当する
- (4) 会計は、本会の会計業務を担当する
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

#### (役員選出)

第11条 会長及び副会長は総会において正会員の中から推挙する。幹事は会長が正会員の中から指名する。会計は幹事の中から会長が指名する。監事は総会において選任し、会長、副会長、幹事を兼ねてはならない。

#### (会議)

第12条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

#### (総会)

第13条 総会は本会の正会員をもって構成し、原則として年に1回開催する。総会は正会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

#### (幹事会)

第14条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって構成し、会長が必要と認める時に開催する。

#### (運営)

第15条 運営は事業計画により行う。事業計画は幹事会で取りまとめ、総会の承認を得た上で作成する。

#### (経費)

第16条 本会の経費は以下をもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金、協賛金、補助金
- (4) その他の収入

**(収支決算)**

第17条 収支決算は、会計年度終了後に会計が作成し、監事の意見書を付し、総会の承認を得るものとする。

**(会計年度)**

第18条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

**(その他)**

第19条 この他、この規約に記述のない事項については、幹事会や総会で承認を得て取り決める。

**(規約の改廃)**

第20条 この規約の改廃は幹事会において議決し、総会での承認を必要とする。

(設立) 平成24年4月1日

(施行) 本規約は平成24年4月1日より施行する

(改正) 平成25年3月10日